

# 国民健康保険税のお知らせ



## 国民健康保険税の計算のしかた

国民健康保険に加入している方1人ずつ、前年中（令和7年分）の所得により所得割額の計算を行い、均等割額・平等割額を合算した世帯の合計金額が1年間の税額となります。

	基礎課税額 (医療保険分) 【賦課限度額 67万円】	後期高齢者支援金等課税額 (支援分) 【賦課限度額 26万円】	介護納付金課税額 (介護分) 【賦課限度額 17万円】	子ども子育て支援納付金 (子ども・子育て分) 【賦課限度額 3万円】
所得割額	課税所得金額 {総所得金額から基礎控除(43万円)を控除した額} × 8.0%	課税所得金額 {総所得金額から基礎控除(43万円)を控除した額} × 2.3%	第2号被保険者の課税所得金額 {総所得金額から基礎控除(43万円)を控除した額} × 2.1%	課税所得金額 {総所得金額から基礎控除(43万円)を控除した額} × 0.3%
均等割額	被保険者数 × 26,600円 (未就学児は上記金額の2分の1)	被保険者数 × 8,200円 (未就学児は上記金額の2分の1)	被保険者数 × 8,200円	被保険者数 × 1,200円 18歳以上の方は100円加算
平等割額	1世帯につき 20,600円 (特定世帯 ※1 10,300円) (特定継続世帯 ※2 15,450円)	1世帯につき 6,200円 (特定世帯 ※1 3,100円) (特定継続世帯 ※2 4,650円)	1世帯につき 4,300円	1世帯につき 800円 (特定世帯 ※1 400円) (特定継続世帯 ※2 600円)

- 納税通知書は世帯主（納税義務者）宛てに送付します。国民健康保険税を納める義務は世帯主にあり、世帯内の国保加入者全員が課税されます。また、世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に1人でも加入者がいれば、納税通知書は世帯主（納税義務者）宛てに送られます。
- 医療保険分、支援分、子ども・子育て分は、国民健康保険被保険者全員にご負担いただくものです。
- 介護分は40歳以上65歳未満の方に医療保険分・支援分・子ども・子育て分とあわせてご負担いただくものです。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点により、全世帯の未就学児（小学校に入学するまでの子ども）の均等割額については2分の1が減額されます。（この軽減を受けるための手続きは不要です。）
- 途中加入・脱退の場合は、月割で課税されます。届出された翌月に税額更正の通知書を送付いたします。

※1 特定世帯  
国保世帯の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、残った加入者が単身となった世帯

※2 特定継続世帯  
特定世帯の期間が5年を経過した世帯

加入の場合	転入・出生した月または社会保険等を離脱した月から月割で計算
脱退の場合	転出・死亡した月または社会保険等に加入した月の前月（末日死亡のときは当月）までを月割で計算

上記の場合、おおよその課税額は 年税額×加入月数÷12月となります。



## 国民健康保険税の軽減

納税義務者及びその世帯に属する加入者等の所得の合計額が判定基準額以下の場合

均等割額と平等割額が減額になります。減額後の金額は以下のとおりとなります。  
なお、上記の方の中に所得不明な方がいる場合は、軽減判定を保留しています。

判定基準額	減額割合	減額後 医療保険分				減額後 支援分				減額後 介護分		減額後 子ども・子育て分	
		均等割額	平等割額			均等割額	平等割額			均等割額	平等割額	均等割額	平等割額
			特定世帯及び特定継続世帯以外	特定世帯	特定継続世帯		特定世帯及び特定継続世帯以外	特定世帯	特定継続世帯				
① 43万円+(給与所得者等数-1)×10万円以下の場合	7割	7,980円	6,180円	3,090円	4,635円	2,460円	1,860円	930円	1,395円	2,460円	1,290円	360円	240円
② 43万円+(給与所得者等数-1)×10万円+31万円×(被保険者数)	5割	13,300円	3,090円	5,150円	7,725円	4,100円	3,100円	1,550円	2,325円	4,100円	2,150円	600円	400円
③ 43万円+(給与所得者等数-1)×10万円+57万円×(被保険者数)以下の場合	2割	21,280円	16,480円	8,240円	12,360円	6,560円	4,960円	2,480円	3,720円	6,560円	3,440円	960円	640円

- 給与所得者等数は、一定の給与所得者（給与収入65万円超）と公的年金等の支給（60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上)）を受ける者の人数を言います。
  - 軽減判定する際の世帯の合計所得は、国民健康保険税の被保険者でない世帯主（擬制世帯主）の所得を含みます。
  - 軽減判定する際の世帯の被保険者数には、後期高齢者医療制度へ移行した元の被保険者の人数も含みます。
  - 青色事業専従者給与及び事業専従者控除がある場合には、適用前の額で判定します。
  - 公的年金等の所得がある場合で、満65歳以上の方は15万円を控除した額で判定します。
  - 長期譲渡所得等がある場合は、特別控除前の額で判定します。
  - 未就学児の均等割額については、それぞれの減額割合で計算した金額から2分の1を差し引いた額が軽減後の金額となります。  
例：7割軽減世帯の未就学児の場合、医療保険分の均等割額は7,980円の2分の1を減額し3,990円、支援分の均等割額は2,460円から2分の1を減額し1,230円となります。
- ただし、子ども・子育て分は、18歳未満被保険者の均等割額が全て減額されます。

## 産前産後期間相当分の国民健康保険税の免除

☞ 出産予定である方、または出産した方は、産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除されます。この制度での「出産」とは妊娠85日以上分娩で、早産・死産・流産（人工妊娠中絶を含む）の場合も対象です。

- ★免除期間…出産予定月（出産月）の前月（2人以上の多胎妊娠の場合は3か月前）から、出産予定月（出産月）の翌々月まで
- ★免除の対象となる国民健康保険税…「所得割額」と「均等割額」の産前産後期間相当分

●この免除を受けるためには届出が必要です。届出は出産予定日の6か月前から可能で、また、出産後でも可能です。

## 国民健康保険税の納め方

納め方には、普通徴収（納付書または口座振替）と特別徴収（年金天引き）があります。

### 普通徴収（特別徴収以外）

1年分（4月～翌年3月の分）を9回に分割して、7月～翌年3月の月末までに納めていただきます。ただし、途中加入・脱退者についてはこの限りではありません。口座振替の方の振替日は、納期月の27日（12月は25日）です。土・日・祝日の場合は、翌営業日です。

### 特別徴収（年金天引き）

特別徴収対象世帯は別紙納税通知書でご確認ください。

世帯主（納税義務者）が65歳以上の年金受給者の方で、次の条件（①～③）すべてに該当する場合は、原則として受給している公的年金から年6回の天引き（特別徴収）で納めていただくことになります。

- ①世帯主が国民健康保険の加入者であること
- ②世帯内の国民健康保険の加入者の方全員が65歳以上75歳未満であること
- ③特別徴収対象となる方の年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金受給額の2分の1を超えないこと

- 65歳を迎えてから特別徴収に切り替わるまで、6か月から1年の期間がかかります。
- 世帯主が75歳となる年度は普通徴収となります。4月・6月・8月の仮徴収もありませんので、7月から納付書または口座振替で納付いただきます。
- 加入者の増減や年税額の増減等により、特別徴収と普通徴収の両方で納めていただく場合があります。

### ★特別徴収の納め方

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月徴収分と同額の保険税が天引きされます。			7月に算定された年税額から仮徴収額を差し引いた金額が、3回に分けて年金支給日に天引きされます。		

### ★新たに特別徴収が開始される方

今年度10月受給の年金から特別徴収が始まる方は、7月・8月・9月は普通徴収で納付いただきますので、今年度の納め方は以下のとおりです。

普通徴収			特別徴収（本徴収）		
7月	8月	9月	10月	12月	2月
納付書または口座振替で納めてください。			7月に算定された年税額から普通徴収額を差し引いた金額が、3回に分けて年金支給日に天引きされます。		

## ◎後期高齢者医療制度の創設に伴う保険税の経過措置について

後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者医療制度へ移った人がいたことによって、国民健康保険世帯の保険税が急激に増えることがないように、一定の期間、軽減などの経過措置を講じています。

●ただし、措置期間中に世帯構成が変わるなどすると対象外となる場合があります。

### ①所得が低い世帯への軽減（この軽減を受けるための手続きは不要です。）

国保から後期高齢者医療制度に移行した人（特定同一世帯所属者）がいる場合、その人の所得と人数を含めて軽減判定を行います。今まで保険税の軽減を受けている世帯で、国保被保険者から後期高齢者医療制度に移行した人がいるとき、世帯構成や世帯の所得が変わらなければ、それまでと同様の軽減を受けることができます。

### ②世帯に対して賦課される保険税の軽減（この軽減を受けるための手続きは不要です。）

国保から後期高齢者医療制度に移行した人がいて、その結果、国保被保険者が1人となったときは、国保に残った人の保険税のうち、医療保険分、支援分及び子ども・子育て分の平等割が、5年間半額になります。その後の3年間は、平等割額の4分の1の額を減額します。 ※世帯構成が変わる場合は、この限りではありません。

### ③被用者保険の被扶養者であった人の保険税の減免

☞ ③の減免を受けるためには申請が必要です

75歳に到達した方が会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族である被扶養者の方が新たに国民健康保険に加入することとなった場合、国民健康保険税を納めていただくことになります。この旧被扶養者の方が65～74歳の場合、申請をいただくことにより、当面の間、次の措置を受けることができます。

- ① 国保に加入された「旧被扶養者」の方の所得割は課税されません。
  - ② 国保に加入された「旧被扶養者」の方の均等割額を半額にします。
  - ③ 国保加入者が「旧被扶養者」だけの場合、平等割額を半額にします。
- ②・③については、措置を受けられる期間は2年間で7割・5割軽減に該当する世帯は除きます。